

令和 8 年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金公募要領

令和 8 年 5 月 13 日
福島県環境共生課
(令和 8 年 7 月 1 日一部改定)
(令和 8 年 8 月 1 日一部改定)
(令和 8 年 9 月 1 日一部改定)

1 目的

令和 8 年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金については、令和 8 年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、令和 8 年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金実施要領（以下「実施要領」という。）及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号）に定めるもののほか、本要領により公募及び交付申請の手続等を定め、補助金の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 用語の定義（交付要綱第 2 条）

この要領において使用する用語は、交付要綱第 2 条に定めるところによる。

3 補助対象事業及び要件（交付要綱第 3 条第 1 項関係）

補助対象事業は、次のとおり。なお、補助対象の詳細及び要件は交付要綱別表第 1 のとおり。

- (1) 高効率設備導入事業
- (2) 太陽光発電設備導入事業（高効率設備導入事業と併せて実施するものであり、自己所有に限る。）

4 補助対象者及び要件（交付要綱第 3 条第 2 項関係）

補助対象者及びその要件は、交付要綱別表第 2 のとおり。

5 補助対象経費（交付要綱第 3 条第 3 項関係）

補助対象経費は、交付要綱別表第 3 のとおり。

6 補助金の額（交付要綱第 4 条関係）

補助金の額は、以下のとおり。

- (1) 高効率設備導入事業
補助対象経費の 2 分の 1 以内
- (2) 太陽光発電設備導入事業（高効率設備導入事業と併せて実施するものであり、自己所有に限る。）

太陽光発電設備の出力 1 kW※当たり 5 万円を乗じて得た額

※太陽光モジュールの JIS 等に基づく交渉最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値

(3) 補助金額の上限

(1) 及び (2) の補助金額の合計額は、1,000 万円を上限とし、かつ予算の範囲内とする。

(4) 加算要件

ふくしま産業育成資金（カーボンニュートラル枠）を活用する場合は、前各号の規定により算定した補助金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算することができる。

(5) 端数処理

前各号の規定により算定した補助金額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 事業期間

補助事業の事業期間は、交付決定日から令和 9 年 2 月 12 日（金）までとする。

ただし、交付決定前に補助事業に着手した場合は補助対象とならないことに留意すること。やむを得ない事由により交付決定前に着手する場合は、交付要綱第 6 条に基づき、事前着手届出書を提出すること。また、事業期間内に、補助対象設備等の設置、費用の支払い等を完了させること。

8 公募期間

令和 8 年 5 月 13 日（水）から令和 9 年 2 月 12 日（金）17 時まで（必着）
予算上限に達した場合、その時点で募集は終了となる。

9 応募方法

(1) 提出書類及び提出方法

本事業に応募する者は、公募期間内に「10 提出書類」に掲げる書類を郵送又は持参により 1 部提出すること。

(2) 提出先

〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号
福島県生活環境部環境共生課（西庁舎 10 階）
zero_carbon@pref.fukushima.lg.jp

(3) 申請者

9（1）に定める書類を 9（2）の提出先に提出し、提出書類に不足・不備がなく受理された方が正式な申請者となる。応募は先着順で受理する。

提出書類に不足・不備がある場合は受理しない。不足・不備がなくなった時点で受理するが、この時点で、応募が終了している場合は受理できないため、注意すること。

提出書類に不足・不備がない場合は、受取日が受理日となり、不足・不備がある場合は、不足・不備が是正された日が受理日となる。

- (4) 予算上限に達する日に、予算上限を上回る応募があった場合の取り扱いについて
予算上限に達する日に受理した応募者を対象に抽選を行い、当選者の提出書類を有効とする。

10 提出書類

応募時の提出書類は、実施要領第2に定める様式第1号、様式第2号及び別表1に掲げる書類とする。

11 補助金交付決定通知

環境共生課は受理した提出書類の内容を審査し、補助要件を満たす場合、補助金決定通知書を申請者に通知する。

12 留意事項

- (1) 応募内容に虚偽がある場合又は関係法令、交付要綱若しくは本公募要領に違反した場合、県が求める書類の補正又は追加提出に応じない場合は、交付決定を取り消すことがある。
- (2) 補助事業により取得した財産の管理、処分等については、交付要綱第18条の規定によるものとする。
- (3) 太陽光発電設備を導入した場合は、交付要綱第22条の規定に基づき、利用状況報告を提出しなければならない。
- (4) 補助事業者は、県が実施するアンケート調査等に協力するものとする。
- (5) 公募の結果、予算に残額がある場合その他必要と認める場合は、追加公募を行う場合がある。

13 問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県生活環境部環境共生課 令和8年度県内企業の脱炭素化推進事業補助金担当

電話 024-521-7813

メール zero_carbon@pref.fukushima.lg.jp